

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則をここに公布する。

新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、[新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例\(平成17年新潟県条例第97号。以下「条例」という。\)](#)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、[条例](#)で使用する用語の例による。

(吹付けアスベスト等)

第3条 [条例第2条第1号](#)の規則で定める建築材料は、次に掲げる建築材料とする。

- 吹付けアスベスト
- アスベストを含有する保温材([前号](#)に掲げるものを除く。)
- アスベストを含有する耐火被覆材([第1号](#)に掲げるものを除く。)
- アスベストを含有する断熱材([第1号](#)に掲げるものを除く。)

(作業基準)

第4条 [条例第9条](#)の作業基準は、[別表](#)の左欄に掲げるアスベスト排出等作業の種類に応じ、[同表](#)の右欄に掲げる作業基準のとおりとする。

(アスベスト排出等作業の実施の届出)

第5条 [条例第10条第1項](#)又は[第2項](#)の規定による届出は、[別記第1号様式](#)により行わなければならない。

2 [条例第10条第3項](#)の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- アスベスト排出等作業の対象となる建築物の概要、配置図及び付近の状況
- アスベスト排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- 注文者の氏名又は名称
- 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- 下請負人がアスベスト排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 [条例第10条](#)の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

(周辺住民への周知)

第6条 [条例第15条第1項](#)の規定による表示は、見やすい箇所に次に掲げる事項を表示した揭示板を設けて行わなければならない。

- 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第18条の17第1項若しくは第2項又は[条例第10条第1項](#)若しくは[第2項](#)の規定による届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - アスベスト排出等作業の実施の期間
  - アスベスト排出等作業の方法
  - 現場責任者の氏名及び連絡場所
- 2 [前項](#)の表示は、アスベスト排出等作業の開始の日の7日前からその終了の日までの間、行わなければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、遅くともアスベスト排出等作業の開始の日からその終了の日までの間、行わなければならない。

(令3規則49・一部改正)

(廃棄物処理計画等の届出等)

第7条 [条例第16条第1項](#)の規定による届出及び報告は、[別記第2号様式](#)により、アスベスト排出等作業の開始の日の7日前までに行わなければならない。

2 [前項](#)の規定にかかわらず、災害その他非常の事態の発生によりアスベスト排出等作業を緊急に行う必要がある場合の[同項](#)の届出及び報告は、当該アスベスト排出等作業に係る特定アスベスト廃棄物の運搬の開始の日の2日前まで(当該2日前の日が県の休日([新潟県の休日](#)を定める[条例\(平成元年新潟県条例第5号\)第1条第1項](#)に規定する県の休日)をいう。以下この項において同じ。))に当たる場合における[前項](#)の届出については、当該2日前の日においてその日に最も近い県の休日でない日までに行わなければならない。

3 [第1項](#)の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、その書類を[前2項](#)に規定する届出及び報告の期限までに調製することができない場合は、調製後速やかに、知事及び注文者に提出しなければならない。

- 緊急時の連絡体制を記載した書類
  - 特定アスベスト廃棄物の処理を他人に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書及びこれに添付された書面の写し
- 4 [条例第16条第2項](#)の規定による届出及び報告は、[別記第3号様式](#)により、特定アスベスト廃棄物の最終処分が終了した日(最終処分を他人に委託した場合にあっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条の3第4項若しくは[第5項](#)若しくは[第12条の5第6項](#)の規定により最終処分が終了した旨が記載された産業廃棄物管理票の写しの送付を受け、又は[同条第5項](#)の規定により最終処分が終了した旨の通知を受けた日)から14日以内に行わなければならない。
- 5 特定アスベスト廃棄物の処理が他人に委託された場合にあっては、[前項](#)の届出及び報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは第12条の5第6項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第5項の規定による通知の内容を出力した書面
- [第3項第2号](#)に掲げる書類の提出後に、当該委託に係る契約の内容に変更があった場合にあっては、当該委託に係る変更後の契約書及びこれに添付された書面の写し

6 [前各項](#)の規定により知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

(平23規則12・令2規則11・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、[第4条](#)から[第7条](#)まで、[次項](#)及び[附則第3項](#)の規定は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年2月1日から同月7日までの間にアスベスト排出等作業を開始しようとする者に係る[第6条第2項](#)及び[第7条第1項](#)の規定の適用については、[第6条第2項](#)中「アスベスト排出等作業の開始の日の7日前」とあり、及び[第7条第1項](#)中「アスベスト排出等作業の開始の日の7日前まで」とあるのは、「平成18年2月1日」とする。

3 平成18年2月1日又は2日に特定アスベスト廃棄物の運搬を開始しようとする者に係る[第7条第2項](#)の規定の適用については、[同項](#)中「当該アスベスト排出等作業に係る特定アスベスト廃棄物の運搬の開始の日の2日前まで」とあるのは、「平成18年2月1日」とする。

附 則(平成23年規則第12号)

(施行期日)

1 この規則中第3条の規定は平成23年6月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(書類の提出部数及び経由機関)

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令(平成23年環境省令第1号)附則第12条第1項(同令附則第15条、第18条及び第21条において準用する場合を含む。))の規定により知事に提出する申請書は、1部(県内(新潟市を除く。以下同じ。))において産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替え(産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けて行う積替えをいう。以下同じ。))又は処分(産業廃棄物処分業又は特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けて行う処分をいう。以下同じ。))を行う場合にあっては、2部)を次に掲げる機関を経由して提出しなければならない。

- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分を行う場合にあっては、県内に所在する当該処分の用に供する主要な施設(2以上の施設があるときは、これらのうちいずれか一の施設)の所在地を管轄する地域振興局長
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の積替えを行う場合(前号に規定する場合を除く。))にあっては、県内に所在する当該積替えの主たる場所を管轄する地域振興局長
- 前2号に規定する場合以外の場合にあっては、住所地を管轄する地域振興局長。ただし、住所が新潟市又は県外の場合にあっては、知事に提出するものとする。

附 則(令和元年規則第2号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第11号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。))により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(令和3年規則第49号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第4条関係)

(令元規則2・一部改正)

アスベスト排出等作業の種類	作業基準
1 <a href="#">条例第2条第2号ア</a> に規定する作業(次項及び3の項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 吹付けアスベスト等の除去を行う場所(以下「作業場」という。)を他の場所から隔離し、及び作業場の出入口に前室を設置すること。 (2) 作業場を負圧に保ち、作業場の排気日本産業規格Z8122に定めるHEPAフィルタを付けた集じん・排気装置を使用すること。 (3) 除去する吹付けアスベスト等を薬液等により湿潤化すること。 (4) 吹付けアスベスト等の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、吹付けアスベスト等を除去した部分にアスベストの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内のアスベストを処理すること。
2 <a href="#">条例第2条第2号ア</a> に規定する作業のうち、 <a href="#">第3条第2号</a> から <a href="#">第4号</a> までに規定する建築材料を除去する作業であって、吹付けアスベスト等をかき落とさず、切断せず、及び破碎せずに除去するもの(次項に掲げるものを除く。)	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 吹付けアスベスト等の除去を行う部分の周辺を事前に養生すること。 (2) 除去する吹付けアスベスト等を薬液等により湿潤化すること。 (3) 吹付けアスベスト等の除去後、作業場の養生を解くに当たっては、吹付けアスベスト等を除去した部分にアスベストの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに、作業場内のアスベストを処理すること。
3 <a href="#">条例第2条第2号ア</a> に規定する作業のうち、人が立ち入ることが危険な状態の建築物を解体する作業その他の建築物の解体に当たりあらかじめ吹付けアスベスト等を除去することが著しく困難な作業	作業の対象となる建築物に散水し、又はこれと同等以上の効果を有する措置を講ずること。
4 <a href="#">条例第2条第2号イ</a> に規定する作業	次に掲げる事項を遵守して作業の対象となる建築物の部分に使用されている吹付けアスベスト等を除去し、囲い込み、若しくは封じ込め、又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 (1) 吹付けアスベスト等をかき落とし、切断し、又は破碎して除去する場合は1の項作業基準の欄各号に掲げる事項を遵守することとし、これら以外の方法で除去する場合は2の項作業基準の欄各号に掲げる事項を遵守すること。 (2) 吹付けアスベスト等を囲い込み、又は封じ込めるに当たっては、当該吹付けアスベスト等の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該吹付けアスベスト等を除去すること。

[別記第1号様式\(第5条関係\)](#)

(令3規則13・一部改正)

年 月 日

新潟県知事 様

住所  
届出者

氏名  
〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

下記のとおりアスベスト排出等作業を実施するので、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第10条第 項の規定により届け出ます。

記

Table with 4 columns: 特定工事の場所, アスベスト排出等作業の種類, アスベスト排出等作業の実施の期間, 吹付けアスベスト等の種類, etc.

- 注 1 ※印欄は、記入しないこと。
注 2 アスベスト排出等作業の対象となる建築物の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び吹付けアスベスト等の使用箇所を記入すること。

Table with 2 columns: 吹付けアスベスト等の処理方法, 除去・囲い込み・封じ込め・その他( ), etc.

- 注 1 この様式は、アスベスト排出等作業ごとに作成すること。
注 2 「使用する資材及びその種類」欄には、湿潤剤、固化剤等の薬液、隔離用のシート、接着テープ等のアスベスト排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
注 3 「その他のアスベストの排出又は飛散の抑制方法」欄には、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例施行規則別表に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
注 4 作業場の隔離状況及び前室の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量(m³)並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

第2号様式(第7条関係)

(令3規則13・一部改正)

第2号様式(第7条関係)

特定アスベスト廃棄物処理計画届(報告)

年 月 日

新潟県知事 様  
注文者 様

住所  
届出(報告)者

氏名  
〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

下記のとおり特定アスベスト廃棄物を処理するので、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第16条第1項の規定により届け出ます(報告します)。

記

Table with 4 columns: 特定工事の場所, 特定工事の注文者, 特定工事の下請負人(下請がある場合), 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名, etc.

第3号様式(第7条関係)

(平23規則12・令2規則11・令3規則13・一部改正)

Table with 4 columns: 運搬(再委託), 中間処理, 運搬(中間処理後), 最終処分. Includes details on transport methods, disposal methods, and safety measures.

添付書類

- 1 緊急時の連絡体制を記載した書類
2 特定アスベスト廃棄物の処理を他人に委託する場合にあっては、当該委託に係る契約書及びこれに添付された書面の写し

特定アスベスト廃棄物処理完了届(報告)

年 月 日

新潟県知事 様  
注文者 様

届出(報告)者 住所  
氏名  
〔法人にあっては、主たる事務所の所  
在地及び名称並びに代表者の氏名〕  
電話番号

下記のとおり特定アスベスト廃棄物の処理が完了したので、新潟県アスベストの排出及び飛散の防止等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます(報告します)。

記

特定工事の場所	(特定工事の名称)					
特定工事の注文者	氏名又は名称					
	住所					
	電話番号					
特定工事の下請負人 (下請がある場合)	氏名又は名称					
	住所					
	電話番号					
特別管理産業廃棄物 管理責任者の氏名						
アスベスト排出等作業 の実施の期間	年 月 日から 年 月 日まで					
特定アスベスト廃棄物 の種類及び数量等	種類	吹付け材	保温材	耐火被覆材	断熱材	その他 ( )
	数量 (単位)					
特定工事の 場所におけ る措置	飛散防止 措置	固形化〔コンクリート・その他( )〕 二重こん包				
	保管方法	プラスチック袋・密閉容器・その他( )				
運 搬	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
	運搬開始年月日	年 月 日				
	運搬量	上記特定アスベスト廃棄物の全量・その他( )				
	運搬方法	車両(トラック) トン車 台・その他( )				
	積込み方法	人力で積込み・その他( )				
	荷姿	プラスチック袋・密閉容器・その他( )				
	飛散防止方法	荷台に覆い・その他( )				
積替保管	有・無 積替保管場所の所在地					

運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				
運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				
運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				
運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				
運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				
運 搬 再 委 託	受託業者(運搬の 再委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
中 間 処 理	受託業者(中間処 理の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該中間処理に係る許可番号				
運 搬 中 間 処 理 後	受託業者(運搬の 委託がある場合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該運搬に係る許可番号				
最 終 処 分	受託業者(最終処 分の委託がある場 合)	氏名又は名称				
		住所				
		電話番号				
		当該最終処分に係る許可番号				

添付書類

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第3項から第5項まで若しくは第12条の5第6項の規定により送付を受けた産業廃棄物管理票の写しを複写機により複写したもの又は同条第5項の規定による通知の内容を出力した書面
- 2 特定アスベスト廃棄物の処理の委託に係る契約の内容に変更があった場合は、変更後の契約書及びこれに添付された書面の写し